

平成23年度

# 精神保健福祉センター一所報

(第35集)



熊本県精神保健福祉センター



# 目 次

## センター施設等概要

1	業務	1
2	沿革	1
3	歴代所長	1
4	施設の概要	2
5	職員の構成	2
6	歳入歳出決算状況	2
7	センター条例 抜粋	3

## センター業務概要

1	企画立案	4
2	技術指導及び技術援助	5
3	教育研修	7
4	普及啓発	14
5	調査研究	17
6	精神保健福祉相談及び診療	18
7	組織育成	23
8	精神障害者の社会復帰に関する事業	26
9	アルコール関連問題対策事業	30
10	思春期精神保健対策事業	33
11	DV対策支援事業	36
12	心の健康づくり推進事業	37
13	薬物関連問題対策事業	38
14	自殺対策推進事業	39
15	東日本大震災に係る災害派遣事業	41
16	精神医療審査会	42
17	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会	43

## 学会・研究会活動報告

1	熊本アルコール関連問題学会	44
2	熊本精神科リハビリテーション研究会	44

## <資料>

	精神保健福祉センター運営要領	46
--	----------------	----

# センター施設等概要

## 1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの等を行う施設です。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」昭和25年法律第123号）「精神保健福祉センター運営要領」（平成18年12月22日障発第1222003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っています。

- 1) 企画立案
- 2) 技術指導及び技術援助
- 3) 教育研修
- 4) 普及啓発
- 5) 調査研究
- 6) 精神保健福祉相談及び診療
- 7) 組織育成
- 8) 精神障害者の社会復帰に関する事業
- 9) アルコール関連問題対策事業
- 10) 思春期精神保健対策事業
- 11) DV対策支援事業
- 12) 心の健康づくり推進事業
- 13) 薬物関連問題対策事業
- 14) 自殺対策推進事業
- 15) 精神医療審査会の審査に関する事務
- 16) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の認定

## 2 沿革

昭和38年10月17日	熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内）
昭和46年9月30日	熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号）
昭和47年4月1日	熊本市水道町9番16号に新築、開設
昭和47年6月17日	保険医療機関として指定（熊公197）
昭和56年2月5日	3階増築工事竣工（教育研修部門）
平成元年4月1日	熊本県精神保健センターに名称変更
平成7年7月1日	熊本県精神保健福祉センターに名称変更
平成23年1月4日	熊本市月出3丁目1番120号（旧保育大学校）に移転

## 3 歴代所長

初代	藤田 英介	昭和47年4月	～	昭和50年3月
二代	有働 信昭	昭和50年4月	～	昭和54年3月
三代	南 龍一	昭和54年4月	～	平成5年3月
四代	児 玉 修	平成5年4月	～	平成9年3月
五代	中田 榮治	平成9年4月	～	平成12年3月
六代	舩井 幸輔	平成12年4月	～	平成15年3月
七代	中島 央	平成15年4月	～	平成24年3月
八代	児 玉 修	平成24年4月	～	

#### 4 施設の概要

位置 熊本市月出3丁目1番120号  
 名称 熊本県精神保健福祉センター  
 敷地 4,440㎡  
 建物 (鉄筋コンクリート)

本館		倉庫	
1階	838.217㎡	1階	366.617㎡
2階	597.915㎡		
延	1436.132㎡	延	366.617㎡

電話 096-386-1255 (業務用) 096-386-1258 (手帳・自立用)  
 096-386-1166 (相談用) FAX 096-386-1256  
 住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120  
 < ホームページ >  
 URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/>  
 メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

#### 5 職員の構成

平成24年3月末日現在

区分	医師	事務	心理士	保健師	電話相談員	酒害相談員	生活相談員	計
職員(常勤)	1	7	2	2				12
非常勤嘱託	10		3		5	2	2	22
計	11	7	5	2	5	2	2	34

#### 6 歳入歳出決算状況

(1) 歳入 2,441,526円  
 使用料及び手数料 2,234,400円  
 諸収入 207,126円  
 (2) 歳出

(単位:円)

科目	決算額	内訳			備考
		衛生費	民生費	総務費	
(項)		公衆衛生費他	社会福祉費他	総務管理費	
(目)		精神保健費他	社会福祉総務費他	一般管理費他	
(計)	35,626,510	34,192,339	492,244	941,927	
報酬	10,558,615	10,558,615			非常勤22名、委員13名分
共済費	1,372,355	431,316		941,039	生活指導員2名、再任用2名分
報償費	682,000	682,000			研修会講師謝金、自死遺族支援カウンセラー謝金
旅費	2,170,418	1,722,286	447,244	888	普通旅費及び費用弁償
需用費	4,962,339	4,917,339	45,000		庁舎維持費、消耗品等
役務費	13,019,897	13,019,897			電話代、郵便料、文書料等
委託料	2,274,720	2,274,720			庁舎管理業務委託料
使用料及び賃借料	432,166	432,166			各種機器リース料・施設使用料
負担金、補助及び交付金	134,000	134,000			熊本県精神科病院協会費等
公課費	20,000	20,000			公用車重量税

## 7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成20年3月31日）

昭和46年9月30日

熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。

熊本県精神保健福祉センター設置条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

（参 考）

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

641 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 手数料 1通につき 760円

642 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 手数料 1通につき 600円

\*（平成18年4月1日～）

## センター業務概要

### 1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

#### 1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

No.	期 日	審 議 等 内 容	参加委員
1	24年3月 21日	1 本県における精神保健福祉の新たな取組みについて 2 精神障がい者の地域移行の取組みについて 3 第6次熊本県保健医療計画における精神疾患の追加について 4 熊本市の政令指定都市移行に伴う移譲事務の取扱いについて	11名

#### 2 熊本県精神科救急医療システム連絡調整委員会

精神障害者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療システムのあり方について、平成8年度から検討が重ねられ、熊本県精神科病院協会に委託して、平成10年1月1日より稼動しています。

精神科救急医療システムの円滑かつ適正な運営を図るために、平成9年度より設置。健康福祉部障がい者支援課主管。

No.	期 日	協 議 等 内 容	参加委員
1	23年度	開催なし	

## 2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

活動実績（厚生労働省報告例による）

業 務 事業名		技術指導・技術援助				
		個別ケース処遇			関係機関事業	
		来 所 件 数 回	電話等 件 数 回	検討会 件 数	来所等 回数	出張分 回数
一 般 事 業			8		15	17
特定相 談事業	思 春 期	2	4			18
	ア ル コ ー ル	2	2		9	
薬 物			3		2	5
社会復帰促進事業				17	10	15
心の健康づくり推進事業					8	77
老人精神保健						3
うつ・うつ状態		1	2		1	
ひきこもり					4	18
発達障害			2			2
自殺関連		1	3		9	12
犯罪被害						
合 計		6	24	17	58	167
			47			225

### 1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（延べ件数）

他機関の個別のケースの処遇について、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

	技 術 指 導 ・ 援 助 ( 個 別 ケ ー ス 分 ) ( 延 べ 件 数 )												計
	一般	思春期	ア ル コ ー ル	薬物	社会復 帰	心の健康 づくり	老人精 神保健	うつ・う つ状態	ひきこ もり	発達障 害	自殺関 連	犯罪被 害	
保 健 所	3	1									3		7
市 町 村	1	1	1	2				3		1			9
福 祉 事 務 所													
医 療 施 設	1		2										3
介護老人保健施設													
社会復帰施設					7								7
社会福祉施設	1												1
教育関係機関		4			10								14
そ の 他	2		1	1						1	1		6
計	8	6	4	3	17			3		2	4		47

## 2 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

他機関の主催する会議や研修会等の事業において、助言や講演等の技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

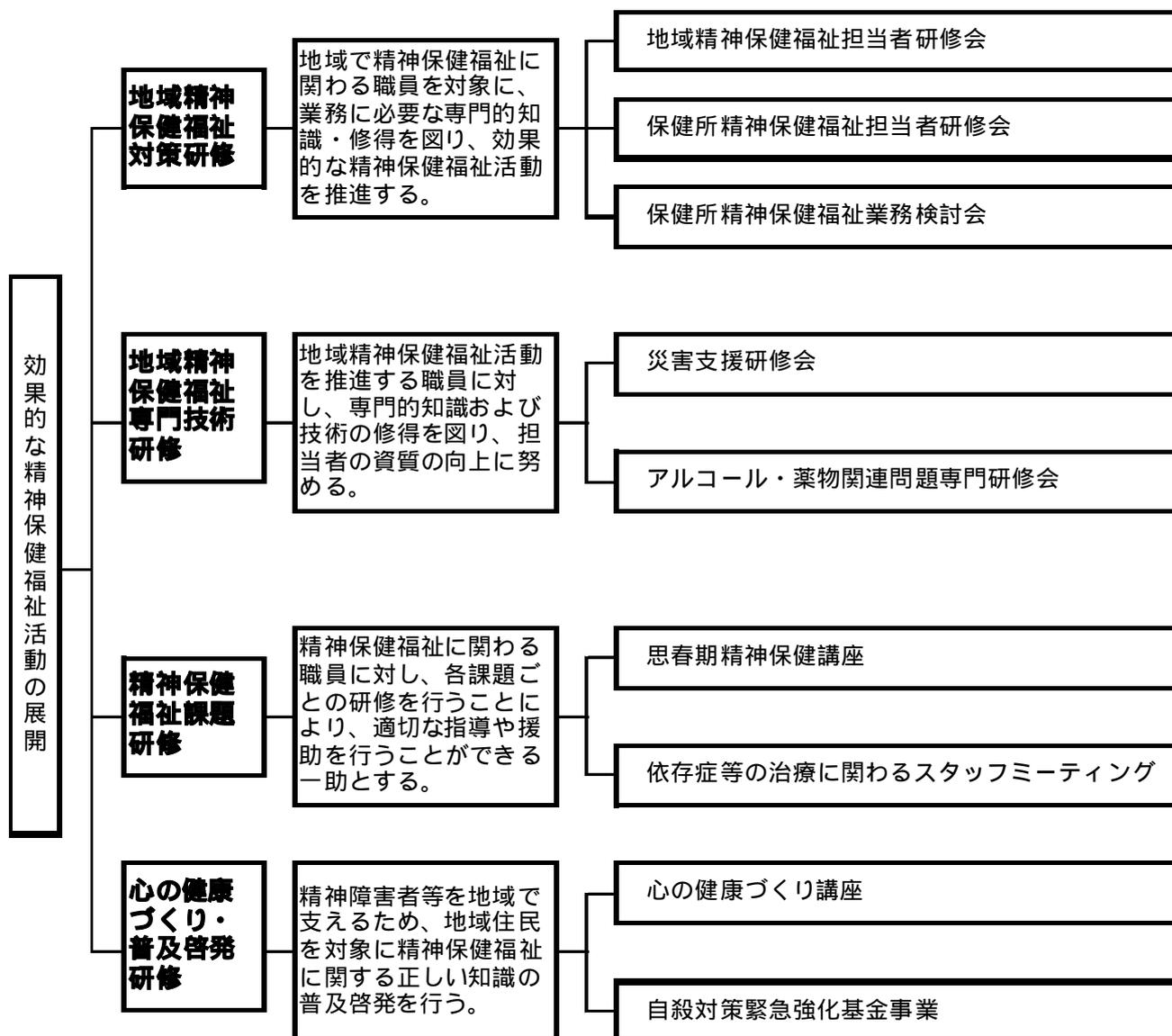
	技術指導・援助（個別ケース分）（延件数）												
	一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ状態	ひきこもり	発達障害	自殺関連	犯罪被害	計
保健所	6			1	13	7					1		28
市町村	5					25			1		3		34
福祉事務所													
医療施設	3					21					1		25
介護老人保健施設													
社会復帰施設											1		1
社会福祉施設						2			6				8
教育関係機関						3							3
その他	3	18		4	2	19	3		11	2	6		68
計	17	18		5	15	77	3		18	2	12		167

### 3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。

研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

《センターが主催する研修体系図》



# 平成23年度 教育研修実施状況

## 活動実績

(厚生労働省報告例による)

業務 事業名		研修会(講習会) 対象者毎集計		
		件数 (回)	延日数	延参加 者数
一般事業		2	2	125
特定相談事業	思春期	1	3	371
	アルコール	5	5	181
薬物		1	1	156
社会復帰促進事業		2	2	89
心の健康づくり推進事業		4	4	419
ひきこもり				
自殺関連		15	15	1,041
合計		30	32	2,382

	研修会(講習会) 対象者毎集計	
	延件数	参加延人数
保健所	1	27
市町村	12	974
福祉事務所		
医療施設	7	310
介護老人保健施設		
社会復帰施設		
社会福祉施設		
教育関係機関	2	712
その他	8	359
計	30	2,382

### 1 地域精神保健福祉対策研修

(1) 地域精神保健福祉担当者研修会(開催場所:精神保健福祉センター)

期 日	内 容	講 師	参加人数
6月7日 (火)	1 精神保健福祉関連法規 2 精神保健における諸問題  3 依存症について アルコール依存症者の家族支援 薬物依存症者の支援 体験談(ギャンブル依存症)	熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央  益城病院 精神保健福祉士 山迫 浩史  熊本ダルク 施設長 田邊 忠司 ギャンブル依存症 本人	62
6月14日 (火)	4 自殺対策について 5 相談・面接の基礎  6 思春期における発達障害について	精神保健福祉センター 保健師 前川 雅子 精神保健福祉センター 臨床心理士 増永 郁理  熊本大学生命科学研究部 医師 城野 匡	63

(2) 地域精神保健福祉担当者研修会(パート ) (開催場所:精神保健福祉センター)

期 日	内 容	講 師	参加人数
12月9日 (金)	1 地域生活支援の実際 2 地域移行定着支援について	熊本保護観察所 社会復帰調査官 松本高成 熊本県こころの医療センター 医師 渡邊 雅文	62

## 2 地域精神保健福祉専門技術研修

- (1) 災害支援研修会： (開催場所：県庁地下大会議室)  
 東日本大震災の災害支援に関わる、県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関、社会復帰施設の専門職職員及び教育関係者を対象に、災害時のこころのケアに関する知識の習得を目的に実施しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
4月6日 (水)	「災害支援に関するこころのケア等研修会」	講師 熊本県精神保健福祉センター 中島 央 先生	299

- (2) アルコール・薬物関連問題専門研修会 (開催場所；熊本県立大学)  
 県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防対策を推進することを目的として研修会を開催しました。毎年、アルコール・薬物専門研修として行っている研修会を、平成23年度は自殺対策研修会と併せて行いました。また、薬物依存回復支援プログラムの立ち上げに伴い、薬物依存に関する講演会を開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
9月9日(金) 13:30~16:30	講演 「中高年の自殺とアルコール関連問題」 精神科医の立場から 法医学の立場から	益城病院 副院長 松永哲夫  熊本大学大学院生命科学研究部 法医学分野 教授 西谷陽子	137
3月5日(月)	講演 「薬物依存症の理解と援助 ～回復のための試み～」	国立精神・神経センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター 副センター長 松本 俊彦	163

### 3 精神保健課題研修

(1) 思春期精神保健講座

(開催場所：熊本県立大学、精神保健福祉センター)

期日・場所	内 容	講 師	参加人数
8月10日 (水)	講義1 「子ども・若者の精神医学」  シンポジウム 「発達障がい支援の実際～学童期 から思春期・青年期の支援～」	熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央  コーディネーター： 熊本県精神保健福祉センター 臨床心理士 北 千恵 シンポジスト： 熊本県こども総合療育センター 臨床心理士 中村 晶子 希望ヶ丘病院「ホープヒル」 センター長 下田 健一朗 くまもと若者サポートステーション 統括コーディネーター 伊津野 晋平 熊本県発達障害者支援センター 相談員 木佐貫 奈々	165
8月11日 (木)	ワークショップ1 「教師のメンタルヘルス」  ワークショップ2 「子どもたちのストレスマネジメント」	KMJメンタルアシスト 臨床心理士 松下 弘子  熊本県精神保健福祉センター 所長 精神科医 中島 央	98
8月12日 (金)	講演会 「大切な人を自殺で亡くす子どもたち～自死遺児への理解と対応～」  研修会 「思春期のこころと自己破壊的行動 ～故意に自分の健康を害する症候 群～」	NPO法人自死遺族支援ネットワー クRe 代表 山口 和浩  国立精神・神経センター精神保健研究 所 自殺予防総合対策センター 副センター長 松本 俊彦	108
延べ参加者数			371

(2) 依存症の治療に関わっているスタッフミーティング

(開催場所：精神保健福祉センター)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関13カ所の看護師、精神保健福祉士、心理士等依存症の治療に関わっているスタッフを対象に、ミーティングを開催しました。

各医療機関の治療の状況に係る情報提供や研修会、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっています。

No.	期 日	担当医療機関	内 容	参加人数
1	4月28日	あおば病院	地域(在宅)でのアルコール依存症のフォローを考える	33
2	6月17日	くまもと心療病院	講話「依存症の回復について」松永哲夫医師 自助グループ、家族との懇談	56
3	8月25日	益城病院	現場での悩みごと、困りごと	36
4	10月19日	八代更生病院	ロールプレイ研修～当事者、家族への対応～	24
5	2月22日	山鹿回生病院	ミーティングに欠かせない参考文献を考える	32
延参加者数				181

#### 4 心の健康づくり・普及啓発研修

(1) 心の健康づくり講座(電話カウンセラー等研修会)

心の健康づくり推進事業の一環として、電話相談にあたっているボランティアカウンセラーや、精神保健福祉ボランティア活動者を対象に、研修会を実施しました。

	期 日	開催場所	内 容	講 師	参加人数
1	10月20日 (木)	玉名地域 振興局	講話 「こころの発達について」	精神保健福祉センター 所 長 中島 央	24
2	11月8日 (火)	慈恵病院	社会資源見学 「こうのとりのゆりかごの 現状について」説明、視察	慈恵病院 理事長 蓮田 太二 看護部長 田尻 由貴子	33
3	11月28日 (月)	こども総 合療育セ ンター	講話 「こどもの発達障害の診断と 療育について」	こども総合療育センター 診療部長 甲斐 由美子	59
延参加者数					116

(2) 自殺対策緊急強化基金事業

自殺関連問題相談支援研修会

(開催場所：県民交流館パレア)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺者の背景を知り、自殺に傾いた人にどのような対応をしていくかを具体的に学び適切な相談対応ができるよう支援することを目的として研修会を開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
7月7日 (木) 13:30~16:30	「自殺に傾いた人を支えるために ～悩んでいる人との向き合い方につ いて～」	熊本県精神保健福祉センター 所長 中島 央	150

自殺予防研修会

(開催場所；熊本県立大学大ホール、県民交流館パレア等)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防対策を推進することを目的として研修会を開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
8月12日 (金) 13:30~16:30	講演 「思春期のころと自己破壊的行動 ～故意に自分の健康を害する症候群 ～」	国立精神・神経センター精神保健研 究所 自殺予防総合対策センター 副センター長 松本 俊彦	341
9月9日 (金) 13:30~16:30	講演 「中高年の自殺とアルコール関連問 題～うつ病とアルコール依存症」  「中高年の自殺とアルコール関連問 題～法医学の立場から～」	医療法人ましき会 益城病院 副院長 松永 哲夫  熊本大学大学院生命科学研究部環境 社会医学部門環境生命科学講座法医 学分野 教授 西谷 陽子	137
11月28日 (月) 13:30~16:30	講演 「多重債務と自殺を考える ～ギャンブル依存症の視点から」 「当事者からのメッセージ」  「多重債務相談の実際と支援につい て」	ハートピア細見クリニック 医師 比江島 誠人 ギャンブル依存症当事者及び家族の 方 司法書士法人田島事務所 司法書士 田島 賢治	98
3月 5日 (月)	講演 「薬物依存症の回復支援とは」	国立精神・神経センター精神保健研 究所 自殺予防総合対策センター 副センター長 松本 俊彦	163

遺族支援に関する研修会

(開催場所：熊本県立大学大ホール)

教職員、県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健他、各相談機関の職員等を対象に、自死遺児の現状や想いを理解し、地域での自死遺族支援への取組を推進することを目的として講演会を開催しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
8月12日 (金) 10:00~12:00	講演 「大切な人を自殺で亡く子どもたち ～遺児への理解と対応～」	NPO法人自死遺族支援ネットワー クRe 代表 山口 和浩	221

ゲートキーパー養成研修

(開催場所：玉名市、八代市、天草市、  
御船町、人吉市、阿蘇市、山鹿市、菊池市)

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しました。

講師は、当センター保健師、心理士、精神保健福祉相談員が担当し、「チームうさぎ」として各地に出向きました。

期 日	開 催 場 所	参加人数
8月31日(金)	有明地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 玉名地域振興局	23
10月27日(木)	八代地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 氷川町文化センター	25
11月1日(火)	天草地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 天草地域振興局	19
11月7日(月)	上益城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 上益城地域振興局	25
11月15日(火)	阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 阿蘇かんぼの宿	16
12月13日(火)	人吉地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 人吉保健所	18
12月20日(火)	山鹿地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 鹿本地域振興局	26
1月25日(水)	菊池地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 菊池保健所	13

ゲートキーパー講師養成研修会

当センターが実施しているゲートキーパー養成研修パッケージについて、実際の講義・演習の進め方を学び、今後講師として活動できる人材養成として、講師養成研修を開催しました。

	参加者
2月9日(木)	11
1月25日(水)	24

## 4 普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

### 活動実績

業 務 事業名		普及啓発 (講習会・座談会等)		
		件数	延日数	延参加者数
一 般 事 業		5	5	57
特 定 相 談 事 業	思 春 期			
	ア ル コ ー ル	12	12	47
薬 物		22	22	44
社会復帰促進事業		22	22	52
心の健康づくり推進事業				
介護老人精神保健				
うつ・うつ状態				
ひ き こ も り		49	49	451
発 達 障 害				
自 殺 関 連		7	7	256
合 計		117	117	907

(厚生労働省報告例による)

	普 及 啓 発				精神ボランティア育成
	地域住民への講習会等 (地域リーダー)	(再掲) 薬物関連問題	精神障害者(家族)に対する教室等	(再掲) 薬物関連問題	
開催回数	1		116	22	0
延 人 員	221		686	44	0

### 1 普及啓発

(1) 地域住民、地域リーダー等への講習会等

No.	対 象	期 日	事 業 名	開催場所	啓発等内容	参加人数
1	保健医療福祉関係者等	8月12日	自死遺族支援講演会	県立大学	講演会	221

( 2 ) 精神障害者( 家族 ) に対する教室等 ( 開催場所 : 精神保健福祉センター )

事業名	対象	期 日	参加人数	啓発等内容
依存症 家族ミーティング	アルコール・薬物・ ギャンブル等依存症 者の家族	4 . 1 5	1	フリートキグを 中心に  年1回、各自 助グループや 医療機関スタ ッフとの交流
		5 . 2 0	3	
		6 . 1 7	10	
		7 . 1 5	2	
		8 . 1 9	2	
		9 . 1 6	2	
		10 . 2 1	7	
		11 . 1 8	3	
		12 . 1 6	6	
		1 . 2 0	5	
2 . 1 7	7			
3 . 1 5	5			
デイケア家族教室	当センターのデイケ ア利用者の家族	6 . 2 4	16	講 話 意見交換 施設見学
		8 . 2 6	16	
		10 . 2 8	28	
		12 . 1 6	19	
		2 . 2 4	7	
ひきこもり 家族セミナー( 偶数月 ) 家族ミーティング ( 奇数月 )	ひきこもりの子を持 つ家族とひきこもり 当事者( セミナーの み当事者も参加 )	4 . 2 0	19	講 話 情報提供 体験発表 意見交換
		5 . 1 8	7	
		6 . 1 5	11	
		7 . 2 0	12	
		9 . 2 1	6	
		10 . 1 9	15	
		11 . 1 6	11	
		12 . 2 1	9	
3 . 2 1	5			
自死遺族グループミー ティング「かたらんね」	自死遺族の方	5 . 2 6	6	交流会
		7 . 2 8	6	
		9 . 2 2	3	
		11 . 2 4	10	
		1 . 2 6	8	
		3 . 2 2	2	

## 2 リフレット等の普及啓発資料の作成・配布

No.	発行日	普及啓発資料
1	8月19日	精神保健福祉センター所報 第34集(平成22年度活動実績) *16年度からホームページ掲載とし、印刷物は発行していない。
2	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気づき・つなぎ・見守る あなたのそばにあるSOS</li> <li>・ 自殺の危機にある人と出会った方へ</li> <li>・ 大切な人を亡くした方へ</li> <li>・ 退職後のお酒との上手なつきあい方</li> <li>・ ギャンブル依存症について</li> </ul> 改訂版印刷・配布。

## 3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

期日	主催	名称	会場	参加人数
10.7	精神保健福祉協会	第49回熊本県精神保健福祉大会	ホテル 熊本テルサ	468

## 4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。

平成23年度の貸し出し状況については、以下のとおりです。

	種 目	利用件数(延べ)
ビデオ DVD	一般精神保健福祉関係	24件
	アルコール関係	-件
	老人保健福祉関係	-件
	思春期保健福祉関係	3件
	薬物保健福祉関係	-件
	合 計	27件

# 5 調査研究

## 平成23年度研究業績概要

### 1 目的

研修受講によって受講者の意識や行動の変容がみられるか  
 ゲートキーパーに求められている、気づき・声をかける・話を聞く などの行動ができているか  
 受講後、ある程度時間がたっても改善された意識や行動は定着しているのか

### 2 対象者

平成22年度、23年度に当センターが実施したゲートキーパー養成研修受講者216名

### 3 方法

郵送にて実施

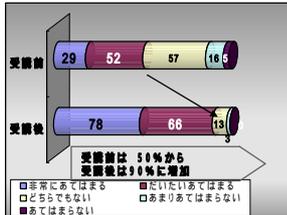
### 4 回答率

75.9% (回答者数164名)

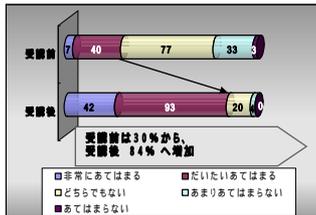
#### 「自殺予防ゲートキーパー養成研修受講者アンケート」

調査方法:平成22年度~23年度に熊本県精神保健福祉センターが行ったゲートキーパー養成研修受講者216名に対し郵送法で実施。  
 調査期間:平成24年2月27日~3月15日  
 回答率:75.9%(回答者数164名)

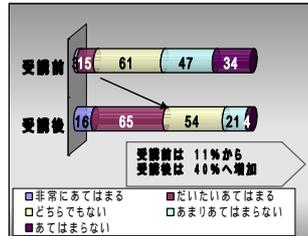
質問1 世間一般でよく言われている自殺に関する意見の中には時には誤解や偏見があるということを知っている、どのようなものがあるか、イメージを正らまえることができる



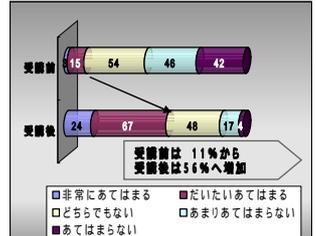
質問2 さまざまな年代の人間について、自殺のきっかけやサインはどのようなものがあるか、イメージを正らまえることができる



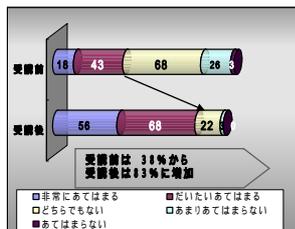
質問7 「死にたい思い」について、確認することができる。



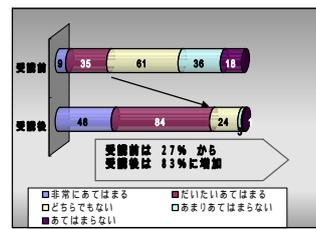
質問8 自殺の危険性はわかることができる。



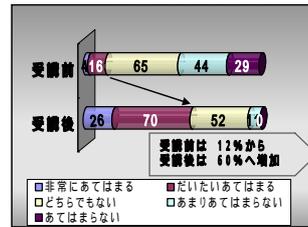
質問3 自殺のリスクについて考えることができる。



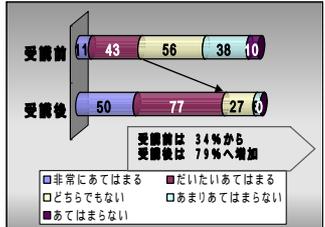
質問4 「お礼状・お礼状・お礼状」を使ったお礼の書き方を学ぶことができる。



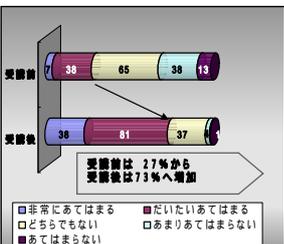
質問9 本人の力を探る質問(大変な中、これまでどうやってやりすごしてきたか)をすることができる。



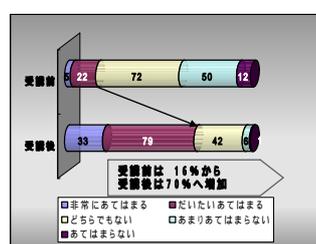
質問10 支える仲間や関係者につなげることができる。



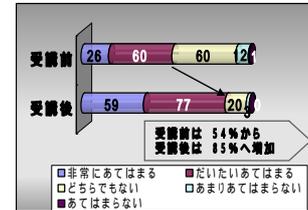
質問5 いつもと様子がおかしい、様子がおかしくなる人に声をかけることができる。



質問6 その他(様子がおかしくなる人)の状態を確認するための質問をすることができる。



質問11 自分自身を大切にすることができる。



## 6 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っています。このような複雑困難な事例に限らず、必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めています。

### 1 相談等の概要

#### (1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員（精神科医師、心理職）で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

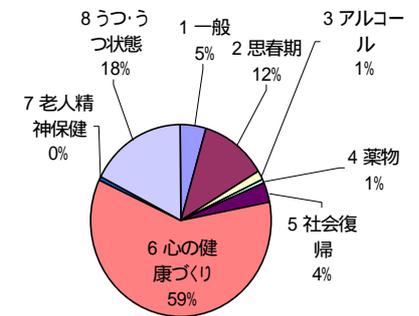
#### (2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理しています。この他、職員も対応しています。（受付時間は9時から16時まで。）

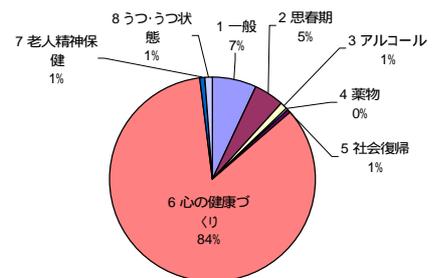
### 2 相談等の実人員について（厚生労働省報告例による）

業 務 事業名		精神保健福祉相談及び診療		
		来所相談・診療		電話相談
		実件数 (実人員)	延件数 (延人員)	延件数 (延人員)
一 般 事 業		47	71	343
特 定 相 談 事 業	思 春 期	83	187	220
	ア ル コ ー ル	9	18	54
薬 物		9	12	18
社 会 復 帰 促 進 事 業		48	54	25
心 の 健 康 づ くり 推 進 事 業		318	922	4,108
( 老 人 精 神 保 健 )		5	6	45
う つ ・ う つ 状 態		49	270	54
合 計		568	1,540	4,867

来所者事業別割合



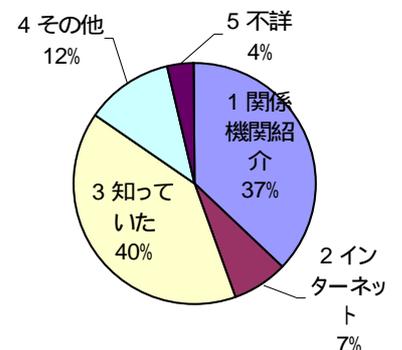
電話相談事業別割合



#### (1) 新規の来所相談等受付経路

##### 1) 経路（どのようにして、当センターのことを知ったか）

	関係機関の紹介	インターネット	知っていた	その他	不詳	計(人)
男	105	18	107	36	11	277
女	105	24	123	30	9	291
計	210	42	230	66	20	568



2) 関係機関の紹介元の内訳 ( どのような機関から当センターを案内されたか )

	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	計 (人)
男	6	12	2	35		4	1	11	34	105
女	8	14		34		5	6	16	22	105
計	14	26	2	69		9	7	27	56	210

(2) 来所相談の状況 ( 相談内容の事業分類 )

	実人員 (新規)	(再掲) 相 談								
		延 人 員								
		一般	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神保健	うつ・うつ状態	計 (人)
男	277	34	88	14	5	21	421	4	69	656
女	291	37	99	4	7	33	500	2	201	883
計	568	71	187	18	12	54	922	6	270	1,540

「6 心の健康づくり922名」中性別不詳1名含む。

(3) 電話相談の状況 ( 当センターで電話相談を受けた数 )

	電話相談 延 人 員
男	2,211
女	2,653
計	4,867

「計 4,867名」中性別不詳3名含む。

(注)

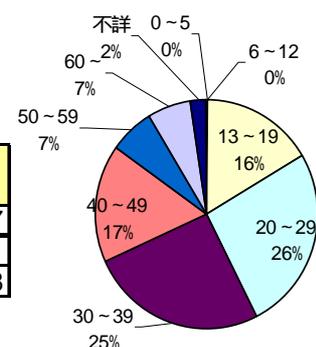
実人員(平成23年度中の相談を行った被指導等実人員を計上。前年度から引き続きの者を含む)  
新規来所者の受付経路は、主たる経路を示す。(重複なし)  
相談の延人員(1回の相談は主な相談内容毎に集計し、相談の延回数を延人員として計上)

### 3 新規来所相談者の分類

( ) 新規に当センターに相談のために来所した者の状況

(1) 相談者の年齢状況

	0~5歳	6~12歳	13~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳~	不詳	計
男	-	1	50	89	65	39	15	15	3	277
女	-	1	43	58	79	56	23	22	9	291
計		2	93	147	144	95	38	37	12	568



(2) 相談者の住所地 ( 管轄する保健所ごとに分類 )

	熊本	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	県外	不詳	計
男	175	5	3	28	8	9	14	11	1	3	9	9	2	277
女	208	6	2	27	4	12	8	5	0	2	8	9	0	291
計	383	11	5	55	12	21	22	16	1	5	17	18	2	568

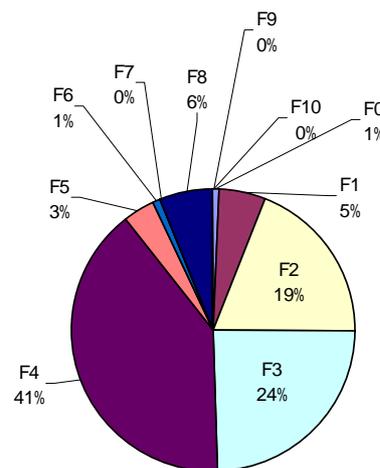
(3) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	56	35	30	15	26	22	13	17	14	14	17	18	277
女	88	18	30	22	14	25	17	15	17	15	18	12	291
計	144	53	60	37	40	47	30	32	31	29	35	30	568

(4) 医師の診断による分類 (ICD-10)

来所相談実人員のうち、医師の診断分類内訳

診断分類	男	女	計
F0 症状性を含む器質性精神障害	-	1	1
F1 精神作用物質による精神および行動の障害	3	3	6
F2 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	13	9	22
F3 気分(感情)障害	8	20	28
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	15	31	46
F5 生理的障害および身体的要因による関連した行動症候群	1	3	4
F6 成人の人格および行動の障害	1	-	1
F7 精神遅滞	-	-	-
F8 心理的発達の障害	6	1	7
F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害および特定不能の精神障害	-	-	-
F10 その他、診断保留	-	-	-
	47	68	115



4 来所相談延人員の分類 (新規及び継続の来所相談者を合計した状況)

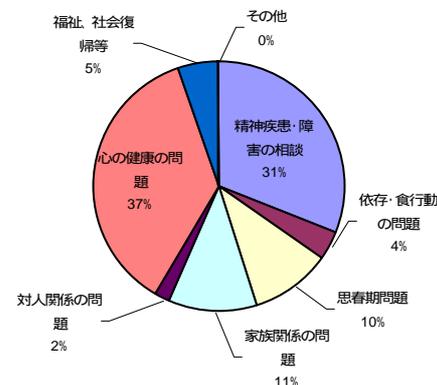
(1) 月別の来所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	64	55	67	51	58	56	54	56	52	52	38	53	656
女	106	70	83	83	59	84	74	65	73	73	57	56	883
計	170	125	150	134	118	140	128	121	125	125	95	109	1,540

「8月 118名」中性別不明1名含む。

(2) 主な相談内容

A 害精神相疾患・障	B の依存問題・食行動	C 思春期相談	D 家族の問題	E 対人関係の問題	F 心の健康問題	G 福祉・社会復帰	Z その他	計 (件)
481	55	156	177	31	560	79	1	1,540



(3) 延べ処理状況

インテーク	助言指導	医学的指導	社会資源紹介	保健医療情報提供	来所予約	その他	計
428	1,463	524	95	58	631	4	3,203

## 5 電話相談

(1) 月別の延べ相談件数 (注) 1回の電話を1件の相談とする

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	123	137	161	128	132	133	144	127	103	86	111	129	1,514
女	323	220	284	245	334	281	270	276	275	276	271	298	3,353
計	446	357	445	373	466	414	414	403	378	362	382	427	4,867

(2) 新規相談：月別件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	59	58	68	53	69	63	65	53	42	36	51	62	679
女	63	78	93	74	63	70	79	74	61	50	60	67	832
計	123	137	161	128	132	133	144	127	103	86	111	129	1,514

「4月 123名」、「5月 137名」及び「7月 128名」中各1名ずつ性別不詳含む。

(3) 新規相談：相談者の年齢状況

	0～5歳	6～12歳	13～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	不詳	計
男	2	19	71	134	146	102	47	74	84	679
女	1	17	89	102	162	139	88	113	121	832
計	3	36	160	236	308	241	135	187	208	1,514

「不詳 208名」中性別不詳3名を含む。

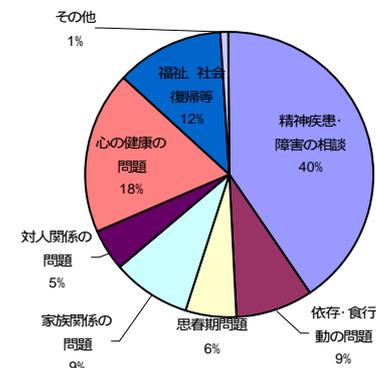
(4) 新規相談：相談者の受付経路の状況 (どのようにして、当センターのことを知ったか)

	関係機関からの紹介											インターネット	知っていた	その他	不詳	合計
	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	老人関係施設	社会復帰施設	社会福祉施設	教育関係機関	その他	不詳	小計					
男	13	29	3	33	0	5	6	15	36	1	141	57	104	75	302	679
女	9	32	4	54	0	1	10	21	42	6	179	59	148	88	358	832
計	22	61	7	87	0	6	16	36	78	7	320	116	255	163	660	1,514

「その他 255名」中、性別不詳3名を含む。

(5) 新規相談：主たる相談内容別の件数

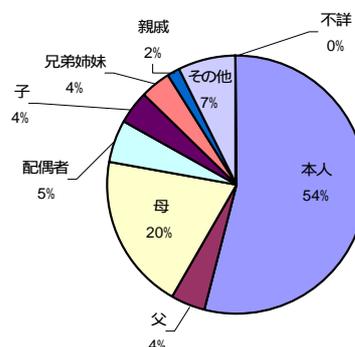
A	B	C	D	E	F	G	Z	計
害精神相疾患・障	の依存問題・食行動	思春期相談	家族関係の問題	対人関係の問題	心の健康の問題	帰福祉・社会復帰等の問題	その他	(件)
614	130	86	131	75	281	186	11	1,514



(6) 新規相談：相談者別

相談者	本人	本人以外							不詳	計
		父	母	配偶者	子	兄弟姉妹	親戚	その他		
男	303	41	159	50	33	36	17	40	0	679
女	513	23	139	27	30	24	10	64	2	832
計	817	64	298	77	63	60	27	106	2	1,514

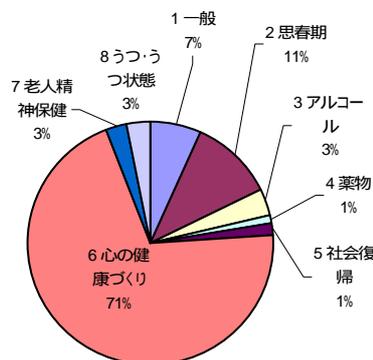
「本人 817名」中1名及び「その他 106名」中2名性別不詳含む。



(7) 新規相談：(相談内容の事業分類)

	一般事業	思春期	アルコール	薬物	社会復帰	心の健康づくり	老人精神	うつ・うつ状態	計
男	45	75	35	9	10	471	16	18	679
女	57	92	17	9	9	592	26	30	832
計	103	167	52	18	20	1,064	42	48	1,514

「一般 103名」中、「社会復帰 20名」中及び「心の健康づくり 1,064名」中各1名ずつ性別不詳含む。



## 7 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

**活動実績**（厚生労働省報告例による）

事業名	業務	組織育成 (支援)
		延件数
一般事業		13
特定相談事業	思春期	
	アルコール	30
薬物		20
社会復帰促進事業		1
心の健康づくり推進事業		3
ひきこもり		24
合計		91

	組織育成							計
	患者会	家族会	断酒会等	職親会	ボランティア会	精神保健福祉協会	その他	
支援件数	49	18	18	3	-	-	3	91

### 1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福祉会連合会」となっています。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

No.	関係組織	期日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	精神障害者福祉会連合会	6月8日	第41回熊本県精神障害者家族大会	来賓 開催支援	600
2	〃	10月28日	第18回ふれあいピック	開催支援	1,328

### 2 当事者及び家族グループ

#### (1) 精神障害者グループ

社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動されている。アクションフォーラムに参加されているので、活動の支援を実施、各地域で保健所を中心とした活動を実施される場合には、情報交換等を行っている。

#### (2) 断酒会・AA

熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング（精神科医療機関）に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っています。

AAは、県下に5グループ(7会場)ありミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知するなど、組織の育成の援助を行っています。

また、家族（アラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

(3) ギャンブル依存症・薬物依存症

G Aは、県下に3グループ(6会場)ありミーティングが開かれています。  
 また、家族(ギャマノン)のミーティング(1会場)も開かれています。  
 N Aは、3会場でミーティングが開かれています。  
 また、家族(ナラノン)のミーティング(1会場)も開かれています。

No.	関係組織	期 日	関係事業等名	育成・支援内容	参加者数
1	県断酒友の会	6月5日	熊本県断酒友の会創立42周年記念大会	スピーチ	379
2	熊本市断酒友の会	8月28日	熊本市断酒友の会記念大会	スピーチ	180
3	一泊研修会	11月6日	熊本県断酒友の会一泊研修会	助言協力	158
4	県断酒友の会(アマリスト)	3月25日	九州アマリストの集い	助言、協力	120
5	G A	7月31日	G A熊本グループ12周年記念大会	スピーチ	88
6	A A	9月4日	A A熊本地区オープンスピーカーズミーティング	スピーチ	150
7	アディクションフォーラム実行委員会	6月~12月 まで月1回 計7回	熊本アディクションフォーラム 実行委員会	事務局	延109
		11月27日	第11回熊本アディクションフォーラム	助言、協力 開催支援	337

(4) DV被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを平成16年4月から毎月2回(第1,3木曜日)開催しています。

当事者が、自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士がファシリテーターを務めています。

平成23年度の参加者総数は、のべ52名でした。

(5) ひきこもりの本人の自助グループ

精神保健福祉センターのひきこもりの本人の集いに参加しているメンバーを対象に、つながる場、安心して過ごせる場として、平成23年9月から週に1回自助グループを始められました。おしゃべり・ゲームなど、思い思いに過ごしつつ、互いのつながりを深めておられます。精神保健福祉センターは、会場の提供と運営への助言を行っています。平成23年度参加者総数は、のべ120名でした。

### 3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所ボランティア活動が展開されています。

### 4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展展示事

業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。

当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

## 5 その他

No.	関係組織	期 日	関 係 事 業 等 名	育成・支援内容	参加者数
1	熊本アルコール関連問題学会	6月1日	平成23年度理事会	事務局運営	26
		12月3日	第27回熊本アルコール関連問題学会	事務局運営	115
2	熊本DARC	6月22日	熊本DARCを支援する会理事会	会議出席	10
		6月22日	熊本DARC理事会	会議出席	10
		2月23日	熊本DARCを支援する会理事会	会議出席	10
		2月23日	熊本DARC理事会	会議出席	10
3	くまもと若者支援者連絡会（ひきこもりの支援機関）	5月20日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	9
		7月15日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	9
		9月16日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	9
		11月27日	「第5回ひきこもりを考える」講演会	講演会運営補助	60
		1月20日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	9
		3月16日	ひきこもりの若者の支援者連絡会	会議出席	9
4	熊本精神科リハビリテーション研究会	6.28	理事会	事務局運営	10
		9.29	運営委員会		3
		11.10	運営委員会		5
		11.12	第27回熊本精神科リハビリテーション研究会		118

## 8 精神障害者の社会復帰に関する事業

### 1. デイケア事業

昭和47年のセンター開設当初から、調査研究事業の一環として取り組んできました。

デイケアでは、個別的な相談援助・指導を行うとともに話し合いやスポーツ、レクリエーション、SST（社会生活技能訓練）等のいろいろな集団活動を通して、対人関係の改善や自発性、協調性、持続性等の促進を図り、また基本的な生活習慣の確立、社会性の広がりなどをもたらすことで、社会生活適応への援助を行なっています。

#### (1) デイケア運営要領

##### ) 目的

精神障害者の個別的な問題を整理し、社会生活の適応性（協調性、持続性、生産性、自立性など）を高めるために、個人指導、援助、集団指導、社会活動を計画的に行い、社会復帰を促す。

##### ) 対象者

精神保健福祉法上の規定による精神障害者で、社会復帰をめざしており、原則として通院治療を受けている者。

##### ) 実施方法

計画的にプログラムを編成して実施。（月・木・金）

通所者が自主的に活動して利用。（火）

##### ) 利用期間

メンバーシップ制とし、有効期限を年度末日とする。（メンバーズカード発行）

必要に応じて継続することができるが、年度毎に所定の手続きを必要とする。

#### (2) 平成23年度実施状況

平成23年度の実施状況は以下のとおりです。

デイケア開催日数は172日で延べ通所者数は2,413人、一日平均の通所者数は、14.0人でした。

#### (3) 通所者の状況

**表1 デイケア通所者**

区分	実人員	延人員
男	18	1,058
女	24	1,355
合計	42	2,413

（人）

\* デイケア通所者には、見学者の人員数を除く

\* 新規利用者；当センターのデイケアを初めて利用する者（見学者の人員数含む）

**表2 プログラムの参加状況**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プログラム開催日数(日)	9	15	17	16	12	16	16	16	13	14	16	12	172
プログラム数(回)	18	30	34	32	24	32	32	32	26	28	32	24	344
参加者実人数(人)	21	29	34	28	24	25	25	23	25	23	22	23	302
*見学・新規通所者(人)	3	3	2	2	0	2	4	1	0	3	6	1	27
通所者延人数(人)	127	202	230	243	175	224	217	241	227	176	182	169	2,413
通所者平均(人/日)	14.1	13.5	13.5	15.2	14.6	14.0	13.6	15.1	17.5	12.6	11.4	14.1	14.0

(4) 新規利用者

**表1 新規利用者の年代別区分**

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	合計
男	0	4	6	1	2	0	13
女	1	4	4	4	1	0	14
合計	1	8	10	5	3	0	27

**表2 新規利用者の来所経路**

来所経路	実人員	詳細
主治医の紹介	6	
その他	19	知人の紹介、保健福祉センター紹介、インターネット

(人)

(5) 週間プログラムの基本型

	月	火	木	金
9:30 9:50	朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい	朝のつどい
10:00	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操	ラジオ体操
12:00	<b>コミュニケーション教室 (SST/隔週)</b>	<b>自主活動</b> 国語研究 クロスワードパズル ぬり絵、ペン習字など <b>にじいる (認知行動療法) アサーション (不定期)</b>	<b>レクリエーション</b> 巨大双六、連想ゲーム、室内スポーツ など	美容・健康プログラム <b>/料理</b>  (最終週)大掃除 茶話会/月の反省
13:00	昼食	昼食	昼食	昼食
14:30	<b>心の健康作り /話し合い</b>  翌月のプログラム作り レクリエーションなど	<b>自主活動</b>	<b>趣味・教養</b> 読書、書道、音楽鑑賞、茶道など ピアカウンセリング	<b>スポーツ レクリエーション</b> バドミントン、ミニバレー ゲートボールなど
15:30	ミーティング・掃除	ミーティング・掃除	ミーティング・掃除	ミーティング・掃除
16:00	(退所)	(退所)	(退所)	(退所)
スタッフ	生活指導員 2人 保健師 1人	生活指導員 2人 保健師 1人	生活指導員 1人 保健師 1人	生活指導員 2人 保健師 1人

生活技能訓練 (SST)

社会生活において他者とのコミュニケーションのとり方が不得手な統合失調症を中心とした精神障害者に対し、実生活上の具体的な対人接触のトレーニングを行なうことで、生活技能を高めることを通じて再発の防止を図り、生活の質を高めることを目的としたものです。

< 特別プログラム >

平成 23 年	5月27日	歓迎遠足 (熊本市動植物園)	7人参加
	9月30日	プラネタリウム	4人参加
	11月25日	一日旅行 (神園山荘)	11人参加
	12月16日	クリスマス会・誕生会	14人参加
平成 24 年	1月27日	熊本駅・森都心見学	8人参加
	2月24日	ジャンプつばさ・健味健食園 パン工房まりも見学	6人参加
	3月 9日	東部環境工場・リサイクル情報 プラザ見学	5人参加

(6)関係機関職員、学生等への研修・実習の場面提供(再掲)  
平成23年度中のデイケア研修・実習者は以下のとおりです。

研修者・実習者	実人数	実日数	備考
熊本大学医学部保健学科	6	2	
九州環境福祉医療専門学校	1	11	
合 計	7	13	

## 9 アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「 . アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施しています。

### 1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) アルコール(薬物)関連問題対策懇話会
- (3) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング
- (4) 依存症家族ミーティング
- (5) 酒害相談員活動

### 2 事業実績

- (1) アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、以下のとおりです。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来 所	新 来	-	-	-	-	1	2	2	-	1	1	-	2	9
	再 来	-	1	-	1	1	1	1	1	1	1	-	1	9
	小 計	-	1	-	1	2	3	3	1	2	2	-	3	18
電 話	新 規	6	5	4	4	4	5	3	5	5	2	5	4	52
	継 続	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2
	小 計	6	5	4	4	5	5	3	5	5	2	6	4	54
合 計		6	6	4	5	7	8	6	6	7	4	6	7	72

- (2) アルコール(薬物)関連問題対策懇話会

アルコール関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催しています。平成23年度は研修会として実施しました。

期 日	内 容	講 師	参加人数
9月9日(金) 13:30~16:30	講演 「中高年の自殺とアルコール関連問題」 精神科医の立場から 法医学の立場から	益城病院 副院長 松永哲夫 熊本大学大学院生命科学研究部法医学分野 教授 西谷陽子	137

- (3) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)  
関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。  
平成23年度は14機関の参加がありました。

	4月	6月	8月	10月	2月	計
関係者	33	35	34	24	32	158
当事者・家族	0	21	2	0	0	23
計	33	56	36	24	32	181

- (4) 依存症家族ミーティング(「普及啓発」の項に詳細を掲示)

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語ることにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催しました。

平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後開催しています。

平成23年度より、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族も対象拡大しました。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
アルコール	1	3	9	2	2	2	3	3	2	3	4	5	39
薬物			1				2			1	2		6
ギャンブル							2		2	1			5
その他									2		1		3
計(人)	1	3	10	2	2	2	7	3	6	5	7	5	53

- (5) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。

平成23年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施しました。また、地区断酒会の強化を図るため、重点地区(牛深支部)へ酒害相談員が参加・助言を行いました。

- 1) 断酒会等自助グループの育成指導

	支部名	期日
1	牛深支部月例会	3月10日(10人)

2) 各病院院内ミーティング等の育成の援助

No.	医療機関名	参加回数	事業名等	参加数
1	くまもと心療病院	1回	アルコール症院内ミーティング	10人
2	酒井病院	2回	〃	22人
3	八代更生病院	2回	〃	86人
4	吉田病院	1回	〃	26人
5	あおば病院	2回	〃	17人
6	明生病院	2回	〃	29人
7	向陽台病院	1回	〃	10人
8	森病院	1回	〃	12人
9	菊池有働病院	1回	〃	13人
合計		13回		225人

# 10 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

## 1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施しました。

平成23年度の事業は次のとおりです。

- (1) 思春期精神保健講座の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) ひきこもり家族セミナーの開催及びひきこもり本人の集いの実施  
ひきこもり個別相談窓口の開設

## 2 事業の実績

(1) 思春期精神保健講座（「教育研修」の項に研修内容を掲示）

毎年、学校が夏休みの期間に県内の小、中、高等学校・特別支援学校の教職員（養護教諭・担任等）を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう講座を開催しています。

平成23年度は8月10日から8月12日までの3日間開催し、参加者はのべ371名でした。

(2) 思春期精神保健相談（再掲）

平成23年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。

相談件数は下表のとおりです。

区分 新・継 男・女	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		来	新規	男 7	9	5	1	4	5	-	5	3	1	2
		女 5	-	4	3	3	7	4	2	4	3	3	2	40
		計 12	9	9	4	7	12	4	7	7	4	5	3	83
所	継続	男 -	1	3	3	2	5	6	4	5	6	5	5	45
		女 -	5	2	3	4	9	6	7	6	6	6	5	59
		計 -	6	5	6	6	14	12	11	11	12	11	10	104
	計	12	15	14	10	13	26	16	18	18	16	16	13	187
電	新規	男 4	11	8	2	8	8	8	7	3	5	7	4	75
		女 6	7	12	10	9	9	8	10	6	2	11	2	92
		計 10	18	20	12	17	17	16	17	9	7	18	6	167
話	継続	男 -	1	-	2	-	3	1	-	2	2	6	3	20
		女 2	1	1	2	5	-	1	-	3	6	9	3	33
		計 2	2	1	4	5	3	2	-	5	8	15	6	53
	計	12	20	21	16	22	20	18	17	14	15	33	12	220
合	計	24	35	35	26	35	46	34	35	32	31	49	25	407

(3) ひきこもりに関する取り組み

1) 「ひきこもり本人の集い」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど、本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から実施しています。平成23年度より名称を「ひきこもりデイケア」から「ひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース C o C o”」に変更しました。

毎月第1・2・3水曜日午後開催しています。平成23年度は、野外活動として一日旅行を行い、三角港や千巖山からの上天草の島々の景色を堪能しました。

<プログラム内容>

所内活動：卓球、カードゲーム、おしゃべり会、大人のぬり絵、おやつ作りなど

所外活動：ボーリング、バドミントン、カフェめぐり、公園散策、花見、1日旅行など

精神科デイケアとの合同プログラム、施設見学等

<月別参加者数(人)>

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	17	23	38	32	26	37	44	28	23	25	32	31	356

(平均参加者9.1人)

2) 「ひきこもり家族セミナー」の開催

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と不安や葛藤、様々な気持ちを共有し、孤立感を癒す等、家族同志の交流を通して、家族自身の健康増進につながることも目的としています。

(平成23年度の話題提供)

回	日程	題目
1	4月20日	「ひきこもり」について
2	5月19日	「本人の気持ち」「家族の気持ち」
3	6月16日	「家族間のコミュニケーション」について
4	7月21日	「ストレスケア&おしゃべり」～ゆるっとカフェ開催～
5	10月20日	「ひきこもり」について
6	11月17日	「本人の気持ち」「家族の気持ち」
7	12月15日	「家族間のコミュニケーション」について
8	3月16日	「ストレスケア&おしゃべり」～ゆるっとカフェ開催～

<月別参加者数(人)>

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加者	19	7	11	12	-	6	15	11	9	-	-	5	95

3) 「ひきこもり個別相談窓口」の開設

平成23年度より、ひきこもり本人または、家族のための個別相談窓口を開設いたしました。月に2回開設日を設け、臨床心理士、保健師、精神保健福祉相談員が予約制で、対応しています。

個別相談後に、本人の集いや家族セミナーをご案内したり、医師への相談及び関係機関へのつなぎやその他の社会資源の情報提供を行ったりしています。

平成23年度は、新規相談111件、継続相談188件、計299件でした。

## 1 1 DV対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところです。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（１）DV被害者のカウンセリング及び（２）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（３）DV加害者カウンセリングを行っています。

### 1 事業の内容

#### （１）DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

#### （２）DV被害者グループミーティング

平成16年4月から毎月2回（第1・3木曜日14時～16時）臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じであるが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

#### （３）DV加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っています。

### 2 事業の実績

#### （１）DV関係精神保健相談

区分 新・継 男・女		月別												計	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
来 所	新規	男					1		1		1	1	1	5	
		女	6	1	2		1	1		2		3	1	17	
		計	6	1	2		1	2		1	2	1	4	2	22
	継続	男													
		女	1	1	2	2	1	4	3	1	3	4	2	6	30
		計	1	1	2	2	1	4	3	1	3	4	2	6	30
計		7	2	4	2	2	6	3	2	5	5	6	8	52	
電 話	新規	男		2	1		2	1	1		1		1	11	
		女	1	2		1			2		1	1	2	10	
		計	1	4	1	1	2	1	3		2	1	3	2	21
	継続	男							1			1	1	1	4
		女	1	1					1					1	4
		計	1	1					1	1			1	1	2
計		2	5	1	1	2	2	4		2	2	4	4	29	
合計		9	7	5	3	4	8	7	2	7	7	10	12	81	

#### （２）DV被害者グループミーティング

（月別参加者数）

（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
人数	6	3	7	6	5	5	6	2	4	5	3	-	52

## **1 2 心の健康づくり推進事業**

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・活動である。社会の変化は著しく、ストレスが増大しています。しかし、ストレスを緩和するためには重要な役割を果たす家庭や職場等が十分に機能していない面があります。様々な形で「心の不健康」「心の病気」が現代社会の家庭・職場等で広がってきています。当センターでは国の指導に基づき、事業の推進に取り組んでいるところです。

### **1 事業の内容**

心の健康づくりは、広く県民を対象として行われる精神的健康の保持・増進を目的としています。当センターでは、昭和60年から同事業に取り組んできたところです。

### **2 事業の実績**

「心の健康づくり講座」研修会（「**教育研修**」の項に研修内容を掲載）

心の健康づくり推進事業の一環としてボランティア活動を行っている電話カウンセラーと、精神保健福祉ボランティアを対象に、知識や技術の習得及び県民への啓発を目的として、定期的な研修会を実施しています。平成23年度は3回、延べ116人の参加がありました。

### 13 薬物関連問題対策事業

薬物関連問題については、電話相談及び来所による専門医の相談をはじめ、リハビリ施設である熊本DARC及び自助グループとの連携を図り本人及び家族への対応を行っています。

また、薬物関連問題に携わっている医療機関、その他の関係機関の職員を対象とした専門研修を行っています。

#### (1) 薬物関連問題相談

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所	新来	1			1	1				1	2	1	2	9
	継続				1			1					1	3
	小計	1			2	1		1		1	2	1	3	12
電話	新規			1	3	3		1			1	5	4	18
	継続													
	小計			1	3	3		1			1	5	4	18
合計		1		1	5	4		2		1	3	6	7	30

#### (2) 薬物関連問題対策懇話会（薬物依存回復支援研修会として実施）

薬物関連問題に携わっている医療機関、法務司法、福祉、その他の関係機関の相互理解と連携を深め、事業を総合的に推進することを目的として開催しています。平成23年度は研修会として実施しました。

No.	期日	内 容	参加者数
1	3月5日 (金) 13:30~16:30	講演 「薬物依存症の理解と援助～回復のための試み～」 国立精神・神経センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター 副センター長 松本 俊彦	163

#### (3) 熊本県版依存症回復支援プログラム（KUMARPP）

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元にテキストを作成し、熊本DARCのメンバーに協力いただき、試行的に1クール（10回プログラム）実施しました。

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	計
人数	3	4	5	2	4	2	5	5	3	5	38

## 1.4 自殺対策推進事業

全国の自殺者が3万人を越え、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景（年齢層、性別、産業構造等）に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成19年度から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 自死遺族グループミーティング 自死遺族相談 自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成21年度から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」の取組として、ゲートキーパー養成研修 自殺関連問題相談支援研修 を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。

### (1) 自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会（「**教育研修**」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しました。

### (2) 自死遺族グループミーティング（「**普及啓発**」の項に詳細を掲載）

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度から奇数月の第4木曜日に開催しています。

### (3) 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の心理士が相談にあたっています。

（偶数月：第2、4木曜日、奇数月：第2木曜日）

### (4) 自殺予防・全国68精神保健福祉センター共同キャンペーン

～九州・沖縄・山口一斉電話相談～

9月10日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通の相談期間を設け、臨時回線電話を設置し午前9時から午後9時の電話相談を実施しました。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となりました。

（相談件数 133件 次ページに相談理由を記載）

### (5) ゲートキーパー養成研修（「**教育研修**」の項に詳細を掲載）

市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員、精神保健福祉ボランティア等を対象に、自殺危機にある人のサインを見逃さず、理解を深め、安全確保を行いフォローしていくスキルを習得することにより地域の自殺予防を推進することを目的として研修会を開催しました。

### (6) 自殺関連問題相談支援研修会（「**教育研修**」の項に詳細を掲載）

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、各相談機関の職員等を対象に、自殺者の背景を知り、自殺に傾いた人にどのような対応をしていくかを具体的に学び適切な相談対応ができるよう支援することを目的として研修会を開催しました。

(参考：自殺予防・全国 68 精神保健福祉センター共同キャンペーン ～九州・沖縄・山口一斉  
電話相談～における相談理由)

相談理由(複数回答)	件数
1 気分の落ち込み	53
2 不安が強い・こだわりが強い	16
3 「死にたい(死んだ方が楽だと考える)」「(自殺をほのめかす)	21
4 家族関係の悩み・ストレス	52
5 職場関係の悩み・ストレス	2
6 その他人間関係の悩み・ストレス	26
7 介護(育児)疲れ	2
8 現在治療中の病気に関する事	35
9 飲酒に伴う問題	1
10 ギャンブルに伴う問題	0
11 就業に関する事(仕事がない、リストラ等)	6
12 経済問題(収入がない)	11
13 多重債務	0
14 家族、友人の死に関する事(自責の念、後遺等含む)	4
15 その他	40

## 15 東日本大震災に係る災害派遣事業

平成23年3月11日に、死者・行方不明者1万9千人以上、家屋の全・半壊も37万戸を超える日本史上最大級の被害となる「東日本大震災」が発生しました。熊本県では、厚生労働省からの派遣依頼を受け、医師、薬剤師、保健師、心理判定員など多様な職種からなる「保健医療チーム」を発足し、宮城県南三陸町へ平成23年3月22日から現地での支援活動を行いました。

平成23年9月30日までの約6ヶ月の間に、計31陣55チーム、231名を派遣しました。

### (1) 派遣先である宮城県南三陸町の状況

地震の揺れによる被害に加え、津波による被害が甚大でした。

浸水深が最大20mを超える津波により、海岸沿いの低地にある市街地や集落、農地などはほぼ浸水し、家屋や漁船などもほぼ流失し、低地にあった公共施設もほぼ流出し、行政機能が麻痺しました。

幹線道路や鉄道、橋梁などが損壊し、数ヶ月にわたり公共交通網が分断され、また、地震により約70cmの地盤沈下が発生したため、満潮時には海水による浸水が発生しています。

人的被害は、平成23年3月22日午後8時に発表された資料（宮城県HPより）によると、死者398名、行方不明者780名、避難所45施設へ9,584名が避難している状況でした。

本県からの派遣最終日である平成23年9月30日は、同日午後5時に発表された資料（宮城県HPより）によると、死者558名、行方不明者343名、避難所2施設へ避難されていた方は8名でした。

### (2) 「保健医療チーム」としての精神保健福祉センター職員の活動概要

本県の派遣活動期間は、各陣とも、7泊8日で、初日（1日目）と最終日（8日目）は移動日としたため、中6日で支援活動を行いました。

本県の派遣人数は、第6陣から市町村との合同チームの構成等により、計31陣の231名でした。第1陣から第5陣の「初期（直後）」、第6陣から第10陣の「初期（移行期）」、第11陣から第24陣の「中期」、第26陣から第32陣の「後期」の4つのステージに分かれた活動でした。

初期（直後）は、主に、「一次避難所」や「一般住宅」を活動場所として、「診療・処方」や「服薬指導」、「健康調査」、「保健指導」などの活動を行いました。次に、初期（移行期）は、引き続き、初期（直後）の活動を行うとともに、災害医療撤退に向けた地元医療機関への引継ぎや、要支援被災者のリスト作成等を行いました。中期では、「二次避難所」となるホテル観洋での活動が中心となり、本県の特徴的な活動である生活不活発病対策として「お茶っこの会」を実施しています。その他、乳幼児健康診査・ワクチン接種等の支援を行いました。後期では、「仮設住宅」での活動が中心となり健康調査を実施するとともに、役場などが作成した医療機関などの開設状況などを掲載したチラシの提供を行いました。

職種の内訳は、保健師が128名、事務職44名、薬剤師17名、心理判定員11名、運転技師10名、医師9名、看護師と管理栄養士が5名、歯科衛生士と放射線技師が各1名でした。

今回、様々な職種によるメンバー構成であったことから、本県では、健康調査、診療・処方、保健指導といった、単独のチームで迅速に完結した支援活動を実施することができました。

なお、当センターからの派遣状況は次のとおりです。

陣	職種	人数	活動期間
第5陣	保健師	1名	4月14日（木）～4月21日（木）
第9陣	心理判定員	1名	5月8日（日）～5月15日（日）
第10陣	医師	1名	5月14日（土）～5月21日（土）
第14陣	心理判定員	1名	6月7日（火）～6月14日（火）

## 1 6 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

### (1) 報告書等の審査状況

審査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審査会開催回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
措置入院者の定期病状報告書	3	9	9	8	8	8	1	5	8	8	10	6	83
医療保護入院者の定期病状報告書	208	184	249	185	205	248	221	104	307	231	238	257	2,637
医療保護入院の入院届	254	296	346	212	284	270	278	239	319	330	342	298	3,468
合計	465	489	604	405	497	526	500	348	634	569	590	561	6,188

### (2) 退院請求等の審査状況

審査項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
退院請求のみ	意見聴取者	2	4	2	2	1	3	2		1			2	19
	取り下げ者			3		3	2	1	2	3	1	1	2	18
退院・処遇改定請求	意見聴取者						1	1						2
	取り下げ者							1						1
処遇改定請求のみ	意見聴取者												2	2
	取り下げ者										1			1
合計	意見聴取者	2	4	2	2	1	4	3	0	1	0	0	4	23
	取り下げ者	0	0	3	0	3	2	2	2	3	2	1	2	20

## 17 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。（月2回の開催）

### 判定件数（平成23年度）

判定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
自立支援医療申請	1,669	1,256	1,727	1,910	1,442	1,513	1,686	1,459	1,457	1,509	1,684	1,412	18,724
精神障害者保健福祉手帳申請 （45条）	306	175	283	298	237	245	288	246	242	222	252	267	3,061
合計	1,975	1,431	2,010	2,208	1,679	1,758	1,974	1,705	1,699	1,731	1,936	1,679	21,785

## 学会・研究会活動報告

### 1 熊本アルコール関連問題学会

本会は、熊本県におけるアルコール依存症等の治療に関する研究・研修を目的に、県内のアルコール依存症等の治療の関係職員を会員として、昭和58年に発足し、年1回の学会を開催している。当センターは本会の事務局を担当し、企画・運営に協力している。

平成23年度は、第27回熊本アルコール関連問題学会として、平成23年12月3日に熊本市総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）において開催した。

#### 1 総会 2 研究発表

座長	: 尾上 毅 (菊陽病院 医師)
----	------------------

- 演題1 「クリニカルパスを導入してからの看護の関わり」  
あおば病院 高石直之、藤本亜伊 (看護師)
- 演題2 「地域におけるアルコール依存症者とのかかわり」  
阿蘇保健所 須藤牧子 (保健師)
- 演題3 「若竹エブリデイでの断酒行動の調査～断酒継続につながる因子の検討～」  
八代更生病院 大笹太士 (看護師)
- 演題4 「アルコール依存症者への多職種チームによる関わり」  
国立病院機構菊池病院 辻浩子 (作業療法士)

#### 3 学会報告

日本嗜癮行動学会 (大分)

日本アルコール関連問題学会 (佐賀)

赤木 健利 (桜が丘病院 医師)

#### 4 講演

「沖縄県のアルコール問題の現状と対策」

国立病院機構 琉球病院 大鶴 卓 医師

### 2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に、県内で精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、平成4年に発足しました。当センターは本研究会の事務局を担当し、年1回の研修会開催に関する企画・運営に協力しています。

平成23年度は第28回熊本精神科リハビリテーション研究会総会及び研究会を平成23年11月12日 (土曜) に熊本市総合保健福祉センターウェルパルクで開催しました。

(1) 総会

(2) 演題発表及び講演

演題発表

### 発表Aグループ

座長【 菊陽病院 赤星 雅義 (精神保健福祉士) 】

演題1 「長期入院患者に対する退院準備プログラムの取り組み」

発表者 弓削病院 片山 芳久 (作業療法士)

演題2 「長期入院患者の退院と生活範囲の広がり～精神科デイナイト  
ケアの役割についての考察～」

発表者 菊陽病院 村上 幸大 (精神保健福祉士)

演題3 「精神科入院患者への退院準備を目的とした作業療法  
～各専門職種との連携を通して～」

発表者 菊池有働病院 青木 金太郎 (作業療法士)

### 発表Bグループ

座長【 荒尾こころの郷病院 藤木 昭彦 (作業療法士) 】

演題4 「その人らしい老いを支える

～高齢に伴う卒業に携わったA氏を通して～」

発表者 菊陽病院 松藤 裕子 (作業療法士)

演題5 「行動制限最小化における現場での取り組み」

発表者 県立こころの医療センター 三宅 秀志 (看護師)

演題6 「作業の意味に関する質問表を用いた菊池病院デイケアの特徴」

発表者 菊池病院 坂口 大輔 (作業療法士)

### シンポジウム

座長

【くまもと青明病院(熊本精神科リハビリテーション研究会会長) 上田 啓司 (医師)】

テーマ 「スーパー救急について」

シンポジスト 熊本医療センター 医長 渡邊 健次郎 氏

弓削病院 救急棟棟師長 高藤 浩之 氏

菊陽病院 院長 和田 冬樹 氏

## <資料>

### 精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号  
各都道府県知事・各指定都市市長宛  
厚生省保健医療局長通知

注 平成18年9月29日障発第092900004号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

#### 1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

#### 2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること。）、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

#### 3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

##### (1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対

し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

## 4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。